

## 4 月

日 月 火 水 木 金 土

						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール [info@seko-tax.com](mailto:info@seko-tax.com)ホームページ <http://www.seko-tax.com/>

## 1 ごあいさつ

今月、事務所便り第51号を発行させていただきます。

今年は桜の開花が遅く今週末が見頃の予報が出ております。週末ちょっと天気が崩れてしまうようなので、花を見を楽しめるかどうか心配です。

今月は、桜の撮影がまだ出来ていないので、万博公園で撮影した梅の写真と大阪城公園で撮影した桃の写真を掲載させていただきます。



(写真是、万博公園にて撮影した梅の花と太陽の塔です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、平成29年度税制改正について その1、最近の税務関連状況、税金以外のテーマとしまして習慣をちょっと変えてみる その1を書いております。

皆さんのご参考になれば、うれしく思います。

## 2 平成29年度税制改正について その1

平成29年度税制改正法案「所得税法等の一部を改正する等の法律」が3月27日に可決・成立し、原則4月1日より施行されることになりました。そこで今月から数回にわたって税制改正の内容のうち重要と思われるものをピックアップしてお伝えさせていただきます。

## 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

## &lt;納税者本人の受ける控除額&gt;

所得控除額 38万円の対象となる配偶者の給与収入の上限を150万円に引き上げます。

配偶者特別控除は、配偶者の給与収入の上限が201万円まで低減しながら消滅していくことになります。

	改正前	改正後
配偶者控除を受ける場合	103万円	150万円
配偶者の給与収入の上限		
配偶者特別控除を受ける場合	141万円	201万円
配偶者の給与収入の上限		

## &lt;納税者本人の所得制限&gt;

配偶者控除を受ける世帯が増えることにより税収減になるのを防ぐために、納税者本人の所得制限が設けられます。

納税者本人の給与収入（合計所得金額）	配偶者控除額
給与収入 1,120万円（合計所得 900万円）以下	38万円
給与収入 1,120万円超 1,170万円以下 (合計所得 900万円超 950万円以下)	26万円

給与収入 1,170 万円超 1,220 万円以下  
(合計所得 950 万円超 1,000 万円以下)

13 万円

\*H30 年分以後の所得税について適用されます。

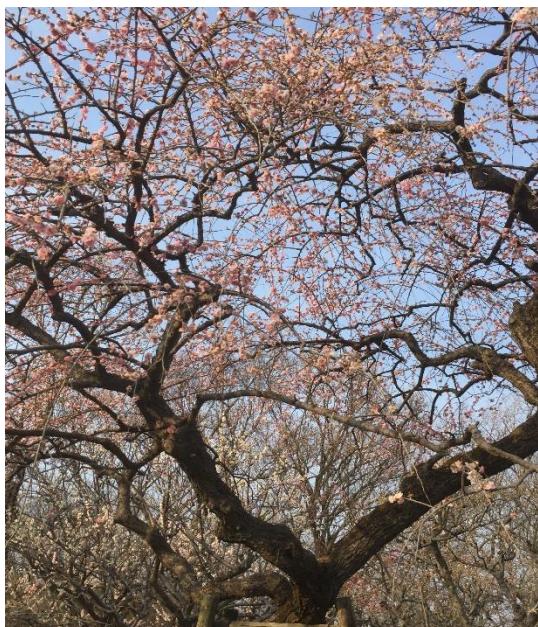
### 「積立 NISA」の創設

家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するための「積立 NISA」が新たに創設されます（原稿 NISA と同様、口座内で生じた配当及び譲渡益について非課税）。

	積立 NISA	現行 NISA
年間の投資上限額	40 万円	120 万円
非課税期間	20 年間	5 年間
口座開設可能期間	20 年間 (H30 年～H49 年)	10 年間 (H26 年～H35 年)
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等	上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資	制限なし

\*積立 NISA か現行 NISA のいずれかを選択

\*H30 年 1 月 1 日以後の投資について適用



(写真は、万博公園にて撮影した梅の花です)

### 地方税における居住用超高層建築物に係る課税の見直し

居住用超高層建築物（いわゆる「タワーマンション」）に係る固定資産税及び不動産取得税について、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる按分割合を、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正するよう見直します。

\*H30 年度から新たに課税されることとなる居住用超高層建築物（H29 年 4 月 1 日前に売買契約が締結された住宅を含むものを除く。）について適用

### 地方税における償却資産に係る固定資産税の特例措置の対象追加

H28 年度税制改正において 3 年間の時限措置として機械・装置を対象に創設した償却資産に係る固定資産税の特例措置について、地域・業種を限定した上で、その対象に一定の工具、器具・備品等を追加します。

\*H29 年 4 月 1 日から H31 年 3 月 31 日までの間に取得した対象資産について適用されます。

今月はここまでとしまして、来月は法人に関する税制改正について取り上げさせていただきます。

### 【参考文献】

- ・財務省発行のリーフレット 「平成 29 年度税制改正」



(写真は、万博公園にて撮影した梅の花です)

### 3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介しておきます。

#### 国民年金関連

日経新聞に「国民年金の強制徴収拡大 所得 300 万円から」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・厚生労働省は自営業者らが加入する国民年金の保険料を強制徴収する基準を 2017 年度に引き下げる発表した。
- ・今の年間所得 350 万円から 300 万円へ改める。
- ・国民年金の納付率は 6 割程度と低迷しており、強制徴収を広げ納付率を底上げする狙い。
- ・強制徴収の基準は 15 年度まで所得 400 万円以上だったが、16 年度に 350 万円に変えたばかり。2 年続けて強制徴収の対象が広がる。
- ・厚生労働省は悪質な保険料逃れを見過ごさない姿勢を強め、毎年の保険料上昇で国民にくすぶる年金への不満を和らげたい考えだ。

などと書かれておりました。

\* 納付率が低迷しているので強制徴収をして納付率を上げさせるのはいいのですが、納付率はどうして低迷しているのかをしっかりと教えていただきたいと思います。

#### 厚生年金関連

日経新聞に「厚生年金加入 督促を強化 飲食・理容も対象」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・厚生労働省は今年度から厚生年金に加入していない企業への督促対策を強化する。
- ・今回は取り組みの対象を飲食業や理容業にも広げる。両業種は他業種に比べて厚生年金の加入が進んでいたため、対策を強化する。
- ・厚生労働省と年金機構は国税庁から源泉徴収義務がある企業の情報提供を受け、厚生年金の未加入企業の調査を進めている。現在は年 2 回だが、今年度から大幅

に増やす。

などと書かれておりました。

\* 建設業に続いて飲食業・理容業も厚生年金の加入を促されるのですね。事業所が保険料を半額負担しないといけないのが、厳しいという声をよく聞くので、事業所の資金繩りが気になります。



(写真は、大阪城公園の桃の花です)

#### ふるさと納税関連

日経新聞に「ふるさと納税 返礼上限 3 割 総務省要請へ 高額品競争に歯止め」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・総務省はふるさと納税の返礼品の価格について、寄付額の 3 割までに抑えるよう全国の地方自治体に要請する。
- ・返礼品の金額の目安を設けるのは初めてで、寄付の多くを自治体の手元に残して地域活性化の原資に充ててもらう。
- ・2015 年度の全国のふるさと納税の寄付額は合計 1653 億円。税優遇の拡大や手続きの簡素化で関心が高まり、前年度の 4.3 倍に急増した。
- ・通知に強制力はないが、明らかに寄付額の 3 割を超える返礼品を出す自治体に対しては、総務省が個別に見直しを求める。

\*ふるさと納税をするのに色々と返礼品を探す時には、ついつい返礼率がいいものを探してしまうのは仕方ないですよね。だいぶふるさと納税の利用者が増えてきたので、返礼上限の目安を決めたのは良かったように思います。



(写真は、大阪城公園の桜の花です)

#### 4 習慣をちょっと変えてみる その1

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、ストレス緩和につながる内容として「習慣をちょっと変えてみる」ことをご紹介させていただきます。

##### 1 5分早起きしてみる

参考文献には

- ・忙しいとは「心を亡くす」と書きます。
- ・時間がないから忙しいのではなく、心に余裕がないから忙しいのです。
- ・忙しいときほど、いつもより 15 分、早起きしてみてください。そして、背筋を伸ばし、丹田（ざっくりと言えば下腹）でゆっくり呼吸をしてみてください。呼吸が整うと、自然と気持ちも静かに整います。
- ・15分の早起きは、忙しさから解放される魔法です。

などと書かれています。

参考文献を読んでおりますと、日常すぐに実践できる内容が紹介されております。ストレスが溜まつてくるとこの書籍を手にして読み返しております。

今回取り上げた「15分早起きしてみる」は、忙しくて

身体が疲れている時には少しでも長く寝てみたいと思つてしまいがちなので、実践するのに抵抗があるかもしれません、一度試してみてください。私が試してみた感想ですが、出勤前の時間をゆっくり過ごすことで仕事の能率も上がるよう思います。

今回は紙面のスペースの関係で、一つしかご紹介できませんでしたが、また次回に別の内容をご紹介させていただきます。

#### 【参考文献】

- ・禅、シンプル生活のすすめ 著者 桢野俊明（ますの しゅんみょう） 発行所 三笠書房 知的生きかた文庫

#### 5 編集後記

先月確定申告が終わり休日をゆっくりと過ごすことが出来るようになったので、和歌山県湯浅町の「湯浅伝統的建造物群保存地区」に行ってきました。



醤油発祥の地ということで麹屋やお醤油屋さんなどの古い建物が多くゆっくりと時間が流れているように感じました。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。